

令和8年度改正税法研修会のお知らせ

令和 8 年度税制改正では、法人税関係は、特定生産性向上設備等投資促進税制の創設、中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直しが行われました。所得税関係は、物価上昇局面における対応として基礎控除等引き上げる仕組みの創設など、消費税関係は適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直しが行われました。

主な改正点をわかりやすく説明いたします。

主な内容・講師

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1. 法人税法改正 | 講師:四谷税務署法人課税第 1 部門 担当官 |
| 2. 消費税法改正 | 講師:四谷税務署法人課税第 1 部門 担当官 |
| 3. 源泉所得税関係の改正 | 講師:四谷税務署法人課税第 2 部門 担当官 |

◆日時 令和 8 年 7 月 29 日(水)午後 2 時~3 時 30 分

◆会場 新宿歴史博物館2階講堂 新宿区四谷三栄町12-16 Tel.3359-2131

◆会費 無 料

◆定員 70 名 ※多くの法人様に受講頂くため1法人 2 名様までとさせていただきます。

参加ご希望の方は、7 月 15 日(水)までに四谷法人会事務局へ
FAX(3356-8197)または、E-mail(info@yotsuya-houjinkai.or.jp)にてお申込下さい。

ただし、期限前でも定員になり次第締め切らせて頂きますので、お早めにお申込下さい。

※定員になった場合には、ホームページにてお知らせ致します。

(お問い合わせ 四谷法人会事務局 Tel. 3351-2334)

令和 8 年度改正税法研修会 参加申込書

法人名			
参加者名 (1 法人 2 名様)		TEL	
		FAX	

事務局欄

ただいま
会員募集中!!

法人会は地域に密着して様々な社会貢献活動を行う会員企業の集まりです



公益社団法人 四谷法人会

東京都新宿区 四谷三栄町11番2号
TEL 3351-2334 / FAX 3356-8197
URL <http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp>